Q4 いつから受給できますか?

既に65歳以上の方で、保険料納付済等期間が10年以上の方は、平成29年9月分を10月にご指定の口座へ年金をお振込みします。(以降、2ヶ月分の年金を偶数月にお支払いします)

Q5 受給できる年金額はどうなりますか?

年金保険料を納めた期間に応じて支給される年金額が決まります。**保険料を納めた期間が長ければ** それだけ**年金額が多くなります**。また、国民年金の後納制度や任意加入により、年金額を増やすことができる場合がありますので、コザ年金事務所にご相談ください。

Q6 年金を受け取るために必要な期間(保険料納付済等期間)が 10年に満たない場合はどうなりますか?

原則、年金を受給できません。

ただし、保険料納付済等期間が現在10年に満たない場合でも国民年金の任意加入や保険料を後から納めることができる制度(後納制度)により保険料納付済等期間を増やすことで、保険料納付済等期間が10年を満たすことが可能となる場合もあります。

また、年金の額には反映されませんが、例えば海外に居住しており国民年金に加入していないなど保険料納付済等期間に加算できる合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)をお持ちの場合、年金が受給できる場合もあります。

■ 国民年金の任意加入制度

老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たしていない方は最長70歳まで国民年金に加入することができます。

■ 国民年金の後納制度

平成27年10月から平成30年9月までの時限措置として5年後納制度を実施しています。過去5年間の未納保険料について保険料を納付できますので是非ご活用ください(老齢基礎年金の受給権者はこの制度を利用できません)。

■ 合算対象期間(いわゆる「カラ期間」)

合算対象期間は年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給に必要な加入期間に含まれるものです。このため、 保険料納付済等期間に合算対象期間を加えることで老齢基礎年金の受給資格期間(10年)を満たすことがあります。

【主な合算対象期間】

- 1.サラリーマン(厚生年金保険や共済組合などの加入者)の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から昭和61年3月31日まで)
- 2.学生で国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から平成3年3月31日まで)
- 3.日本人であって海外に居住していた期間のうち国民年金に任意加入しなかった期間(昭和36年4月1日から)
- 4.昭和36年4月から昭和61年3月末までの間に脱退手当金の支給を受け、昭和61年4月から65歳までの間に保険料を納めた期間や保険料を免除された期間がある場合

Q7 日本年金機構から年金請求書を送付するので手数料を 振り込んでほしいとの電話がありました。手数料が必要なのですか?

年金請求書をお送りする前に、日本年金機構からお電話をすることは一切ありません。また、電話で手数料などの金銭のお支払いを求めることや、金融機関の口座をお聞きすることはありません。不審な電話には、ご注意ください。

詳細についてご不明点等ございましたら、「ねんきんダイヤル」までお問い合わせください。

ナビ 0570-05-1165 **050で始まる電話でおかけになる場合は TEL.03-6700-1165

月曜日(月曜が休日の場合は、休日明けの初日)/8:30~19:00 火~金曜日/8:30~17:15 第2土曜日/9:30~16:00 ※祝日はご利用いただけません。

日本年金機構ホームページ http://www.nenkin.go.jp/section/tel/index.html